

## 第1回検討会(令和4年7月28日)における主な意見(未定稿)

### 【1. 子ども家庭福祉分野の専門性に係る基本的な考え方について】

- 児童相談所における過去の経験や知見の蓄積をもとに、どう改善していくかといった点で議論すべき。
- 児童福祉司の任用前・任用後研修及びSV研修を念頭に置きながらも、児童相談所における業務等にとって何が不足しているかといった点を考慮し、土台から議論すべき。
- 児童相談所の業務にソーシャルワークの概念が現れたのは比較的最近のことであり、措置が中心である児童相談所の役割とソーシャルワークの間にずれがあることに留意して検討する必要がある。
- 児童相談所等で勤務を開始した際に即時的に役立つ知識等を身に着けるべき。
- 具体的な方法論というよりも、ものの考え方を身に着けるべき。
- 児童福祉分野に限らず、心理や組織心理学等の幅広い知見も取り入れるべき。

### 【2. 具体的に身につけるべき内容について】

- 児童の抱える困難のみならず、大人の抱える薬物乱用やDV等の課題についても学ぶべき。
- PCFやKSS等、他国の事例も参照しながら議論すべき。
- 18歳以上の者への自立支援について含めるべき。
- 重層的支援体制整備事業を実施する中でも役立つような内容とすべき。

### 【3. その他について(研修や試験の実施方法、養成ルート)】

- 社会福祉士・精神保健福祉士だけではなく、児童福祉司や市町村職員、相談援助を担う保育士など、日々の業務で繁忙を極める現任者が受けやすく、資格を取得できるような研修方法、試験方法とすべき。
- ソーシャルワークに関する研修について、保育士とその他現任者の受講時間に関し、どのように差異をつけていくか検討すべき。
- 実習等の形により個別の事例に関わることが想定される場合には、個人情報保護の観点や研修受講者の身分保障等についても併せて整理すべき。